

我が国のアンチ・ドーピング活動の更なる拡充 に向けた医療関係者との連携強化の必要性

浅川 伸*

●近年のドーピング問題の事情

アンチ・ドーピング活動の最近の国内外の事情について情報提供をおこなった。

世界アンチ・ドーピング機構 (WADA) の 2019 年のドーピング検査統計によれば、世界全体での検査件数は 278,047 件であった。うち、1,535 件のアンチ・ドーピング規則違反が発生している。アンチ・ドーピング規則違反が発生した競技種目のうち、上位の 10 競技は、ボディビル (272 件)、陸上 (227 件)、自転車 (179 件)、ウェイトリフティング (160 件)、パワーリフティング (119 件)、サッカー (82 件)、ラグビー (72 件)、レスリング (55 件)、水泳 (50 件)、ボクシング (38 件) となっている。また、アンチ・ドーピング規則違反の発生国別の上位の 10 ケ国については、ロシア (167 件)、イタリア (157 件)、インド (152 件)、ブラジル (78 件)、イラン (70 件)、フランス (62 件)、アメリカ (62 件)、カザフスタン (49 件)、ポーランド (47 件)、ウクライナ (46 件) となっている。

アンチ・ドーピング活動については、その名前自体、および言葉の持つ印象から「取締活動」という印象を持たれる場合が多い。しかしながら、実態は、スポーツの公正性を確保することにより、スポーツの価値を守り、魅力を最大化する為に必要となる活動である。スポーツが公平、公正な環境で実施されなければ参加するアスリート、それを見る観客のいずれの側にも本来のスポーツが持つ高揚感、達成感、連帯感、感動などは生まれて

こない。

また、スポーツの現場にドーピングが存在することになれば、競技の公正性が歪められることになり、公正な環境で競技に参加をするというアスリートの権利の侵害が生じることになる。特に、オリンピックやパラリンピックの様な大きな競技大会では、人生をかけて準備をしたアスリートが、ドーピング違反者により表彰台の上で国歌を聞き、国旗を掲げる機会を奪われてしまうことになる。表彰の機会はやり直すことができないため、クリーンなアスリートに対する著しい人権の侵害が生じてしまうことになる。

近年では、アンチ・ドーピング活動は、スポーツが本来持つ価値を保全し、アスリートの権利を守る活動という観点で認識されるようになってきている。

アンチ・ドーピングの国際統一規則である世界アンチ・ドーピング規程 (世界規程) では、アスリートから採取した検体を分析し、「陰性」と判断されたものについても 10 年間の凍結保存と将来の新たな分析技術を用いた再分析をおこなうことを認めている。この規則を背景に、国際オリンピック委員会 (IOC) は、過去の大会で採取したドーピング検査検体を保管しており、新たな分析技術の開発の後に再分析をおこなっている。この再分析の結果、2004 年アテネ大会、2008 年北京大会、2012 年ロンドン大会の 3 つの大会の保存検体から、138 件の陽性反応が報告されている。このうち、61 件がメダリストから採取した検体であった。

●東京 2020 大会におけるドーピング検査

東京 2020 大会の開催にあたっては、先述のとおり

* 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構

Corresponding author : 浅川 伸 (asakawa.shin.1001@playtr uejapan.org)

りの様々な事情を背景として、競技大会時の検体採取はもとより、競技会の会期が始まる6ヶ月前から世界規模のドーピング検査プログラムを展開し、ドーピング違反者が大会に参加することを未然に防ぐ体制がとられた。

そのうえで、大会期間中のドーピング検査については、過去大会と同様に厳格なプログラムが実施された。オリンピック大会で6,200検体を実施し、6件の違反が報告されている。同様にパラリンピック大会では2,174検体を実施し、1件の違反が報告された。

●アンチ・ドーピング体制の拡充

2021年1月に世界規程が改定されるとともに、教育の実施について世界規模での取組が強化された。具体的には、「教育に関する国際基準(International Standard for Education : ISE)」が策定され、同国際基準に準拠した内容、体制により世界規模での統一された教育活動の実践が要請される状況となった。

我が国では、スポーツ庁と日本アンチ・ドーピング機構(JADA)が連携し、ISEにおいて要求されている国内体制の構築に向けて、日本オリンピック委員会(JOC)、日本パラリンピック委員会(JPC)、日本スポーツ協会(JSPO)の3統括団体を始め、大学スポーツ協会(UNIVAS)、全国高等学校体育連盟(高体連)、日本中学校体育連盟(中体連)の代表者に教育領域の有識者を加えた陣容による検討会議を設置するとともに、JADA加盟競技団体からの意見を聴取しつつ協議を重ねた。その成果として国内における教育体制、および将来の実行計画をまとめた「2021Code/教育に関する国際基準の履行に向けた戦略計画」が策定された。

同戦略計画では、アスリート等への対面での教育を担う新たな資格制度として、「Educator制度」を設置すること、関係各競技団体が担う役割、および各団体とJADAとの連携のあり方などが具体的にまとめられている。新たな資格制度であるEducator制度は、ISEの規定により、オンライン講習を含む対面の講習については、研修を受けた講師により実施されることが求められることから設置される制度である。なお、従前から競技団

体が実施してきたアンチ・ドーピングに関する情報提供等の対応を継続することについては、特段の制限が加わるものではない。Educator制度の具体的な内容については、JADAの教育部と連携を頂きたい。

●ドーピング防止推進法、第三期スポーツ基本計画

東京2020大会開催に向けた国内アンチ・ドーピング体制拡充の一環として、2018年10月には「スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律」が施行された。この法律が施行されたことにより、行政機関が所有する情報をアンチ・ドーピング活動推進のために使用することが可能となった。また、同推進法では、教育啓発の推進に関する条項が設置されており、国の責務として「医師、歯科医師、薬剤師その他の医療従事者に対する情報の提供、研修の機会の確保その他必要な施策を講じるものとする」と定めている。JADAでは、スポーツ庁委託事業により医療従事者向けの特設webサイトを設置するとともに、オンライン研修等を実施している。これらの特設サイトやオンライン研修等を活用して、最新で正確な知識を獲得して頂きたい。

●臨床スポーツ医学会との協定締結

2021年11月、臨床スポーツ医学領域における学術研究とアンチ・ドーピングの実践が結びついた強固なアンチ・ドーピング体制を構築することを通して、我が国および世界におけるクリーンなスポーツの推進および発展に向けて先導的な役割を果たすことを目的として、一般社団法人日本臨床スポーツ医学会とJADAとの間で連携協力を進める協定を締結した。

スポーツの現場では、医療従事者がアンチ・ドーピング活動の推進を担う場面が多く、医師、歯科医師、薬剤師等への情報提供、研修の機会を恒常的に確保することが課題となる。

他方で、日本の医科学研究における専門的な知見をアンチ・ドーピング領域につなげることにより、国際的なレベルでアンチ・ドーピング活動の推進に貢献できるものと考えている。